

* 市街化区域内の農地のうち、必要なものを都市計画に生産緑地地区として定めることにより、農林漁業との調整をはかりつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、指定されると、宅地並課税が免除される。生産緑地法（昭和49年6月 法律68号）

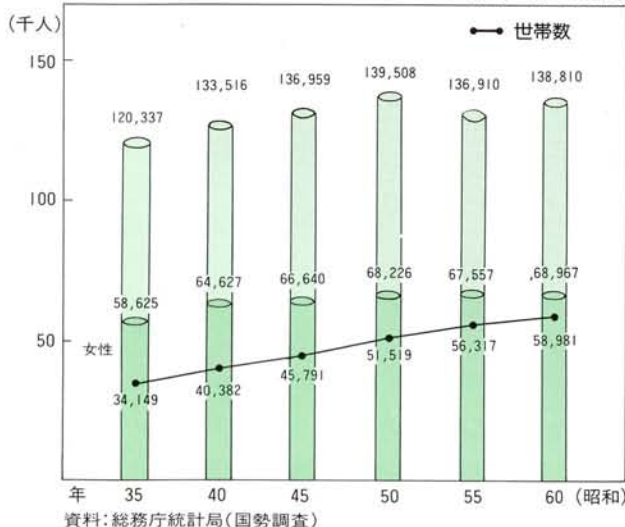
III. 産業・消費・市民生活

昭和63年武蔵野市の人口は13万6300、世帯数は5万9500であるが、これを10年前と比較すると、人口がほぼ安定しているのに対し、世帯数が僅かずつ増加しており、年間人口の約9%（1万2000）が入れかわり、徐々に核家族化が進行しつつあるといえる。また昼間人口は昭和53年頃を境に夜間人口を超え（昭和60年の国勢調査では昼間人口14万3994、夜間人口13万8598となっている。）、各種産業の従業員数は恐らくすでに7万人を超えていると推定される。

さらに市内3駅の1日当たりの乗降客数は61万人を超えており、とくに吉祥寺では井の頭線を含めて33万人が乗降している。

このような現象は、金融機関やデパート等の大型店舗の集積の結果であり、新宿・立川の中間に位置する一大商業・金融センターを形成していることを示している。

国勢調査人口および世帯数の推移 (各年10月1日現在)



いずれにしても、こうしたあらたな市勢状況に加えて、最近市民の間に市民生活に快適さ、感じのよさ（アメニティ）を求める声が高まってきている。この市民の新しいニーズに応えるためにも、市政は将来についての確かな展望のもとに、対応する必要にせまられている。

1. 農地の保全、農産物の産直

(1)生産緑地指定などによる市内の農地の保全は、緑化および将来のためのオープンスペースや災害時の避難場所の確保の見地からも望ましいことであるが、営農意思を有効にかつ具体的に実現するためにも、市内特産物（ウド）や新鮮な野菜を市民に速やかに供給しうる供給態勢整備を商店とも協力しておこなう必要がある。

東京の代表的な繁華街の商店数、年間販売額等

(昭和60、61年商業統計調査報告)

順位	商業地域	集積地域数	商店数	年間販売額
1	新宿	4	1,846	776,505
2	池袋	4	1,171	546,279
3	銀座・有楽町	3	1,892	490,180
4	渋谷	3	1,707	429,942
5	東京駅・日本橋	5	727	416,767
6	秋葉原	1	431	218,268
7	室町1丁目	1	127	209,311
8	上野・御徒町	3	787	191,182
9	吉祥寺	2	1,054	184,589
10	町田	2	739	176,703
11	立川	2	885	120,662
12	八王子	2	722	113,424
13	蒲田	3	1,317	112,756
14	二子玉川	1	317	79,557
15	神保町・駿河台下	3	826	77,627
16	原宿	3	824	68,029
17	大森	2	606	60,732
18	浅草	1	656	60,264
19	自由が丘	1	663	58,196
20	中野	2	661	53,172
21	新橋	3	656	51,713
22	荻窪	2	525	50,257

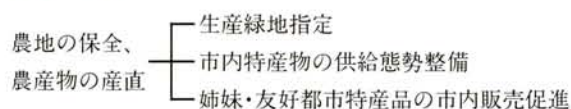
むさしの青空市



それとともに契約栽培、青空市なども考慮されるべきである。

- (2) 姉妹都市・友好都市との交流事業の一環として、各都市の特産品の市内販売を促進していく。

施策の体系



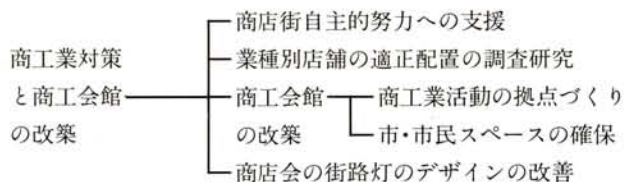
2. 商工業対策と商工会館の改築

- (1) 大型店舗の進出によって、市内の小売商店・近隣商店街も大きな影響を受けているので、引き続き、路線商店街の活性化に向けて、モデル商店街事業に対する補助など商店街の自主的努力を支援していくとともに、将来のまちづくりにそなえ、関係部課の協力をえて、業種別店舗の適正配置について調査研究を進めていくことも一考に値しよう。
- (2) 昭和35年に建築された商工会館はすでに老朽化しており、改築期を迎えつつあるので、改築費の一部を市が負担することによってその改築を促進し、市内にお

ける自主的な商工業活動を推進するための拠点としての機能を高めるとともに、その一部を出張所および美術展示場など市または市民のためのスペースとして確保する方向で検討していきたい。

- (3) 商店会の街路灯のデザインの改善をはかる。その方法として維持管理費を補助する方法によるか、市が直接管理することに改めるかは、さらに検討したい。

施策の体系



3. 労政対策

- (1) 昼間就業人口が増えているので、市内の中小企業労働事情についての調査をおこなうとともに、中小企業労働者の退職金共済制度への加入を促進する意味から、掛金の一部を市が補助することも考えられる。
- (2) また勤労者互助会の法人化についても検討をおこなうこととする。

施策の体系



4. 消費者行政

- (1) 従来の消費者行政の基本線を維持して、「食の安全を求め事業」を推進し、「悪質商法等から市民生活を守

る」啓発活動をおこなう。また、「合成洗剤の使用自粛」は東京都の水対策の面からも当然に必要である。

- (2) とくに消費者保護の面では、近く製造物責任法が制定されることが十分に予測されるので、都の消費者センターと密接な連携を保ちつつ、消費者ルームの機能を強化し、苦情処理の窓口の態勢を整備しなくてはならない。そのための積極的な広報活動も必要となる。

施策の体系



量は漸次増加の傾向をたどり、昭和57年の3万5000トンが昭和61年には4万4000トンと25%増となっており、1人当たりの排出量は毎年7%増加している。したがって、商店や市民にごみの減量を強く訴えるためのさまざまな試みと積極的な広報活動を行う必要がある。

- (2) ごみの再生・資源化（リサイクル）のいっそうの充実をはかる。
- (3) さらに日の出町の最終処分場がやがて処理能力を失うので、三多摩各市とも協議して、最終処分場の問題を鋭意検討する必要がある。
- (4) タウンウォッチングにおいても、市内各所に散在するごみに関する改善要望が多いので、街の美観や衛生の見地から、ごみ収集の時間・方法についてさらに工夫をこらす必要がある。

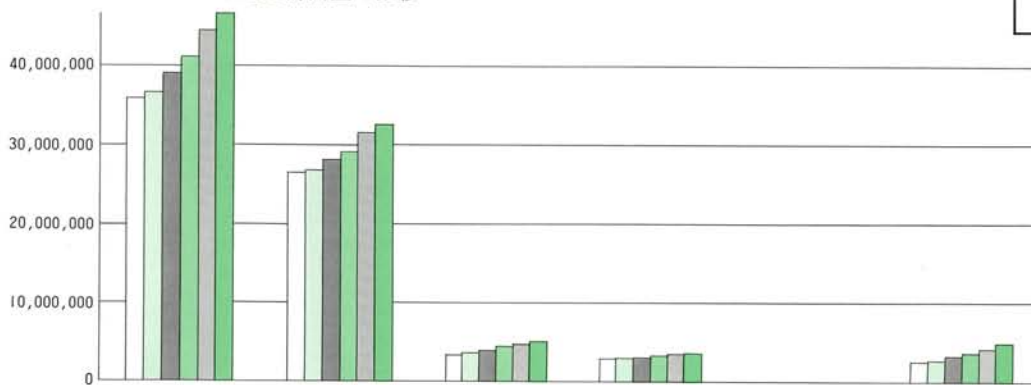
施策の体系



5. ごみ処理問題

- (1) クリーンセンターの建設や分別収集の徹底によって市内のごみ問題は一応解決をみているが、ごみの排出

単位:kg 200,000,000
ごみ処理排出量の推移



年度	区分	年間排出量	可燃物(生ゴミなど)	不燃物(プラスチックなど)	有価物(古紙・ビン・カンなど)	有害物(電池など)	自己搬入量
57年度		35,433,540	26,302,870	3,425,680	3,027,190	—	2,677,800
58年度		36,111,061	26,556,020	3,771,150	3,077,921	8,800	2,697,170
59年度		38,279,732	27,919,205	4,039,110	3,164,157	29,810	3,127,450
60年度		40,448,482	28,768,440	4,638,250	3,450,212	25,820	3,565,760
61年度		43,731,388	31,075,330	4,856,610	3,597,958	21,080	4,180,410
62年度		45,973,012	32,229,885	5,146,590	3,635,772	14,675	4,946,090

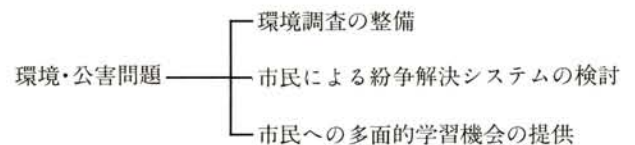
(有害物は昭和58年9月より分別収集開始)

6. 環境・公害問題

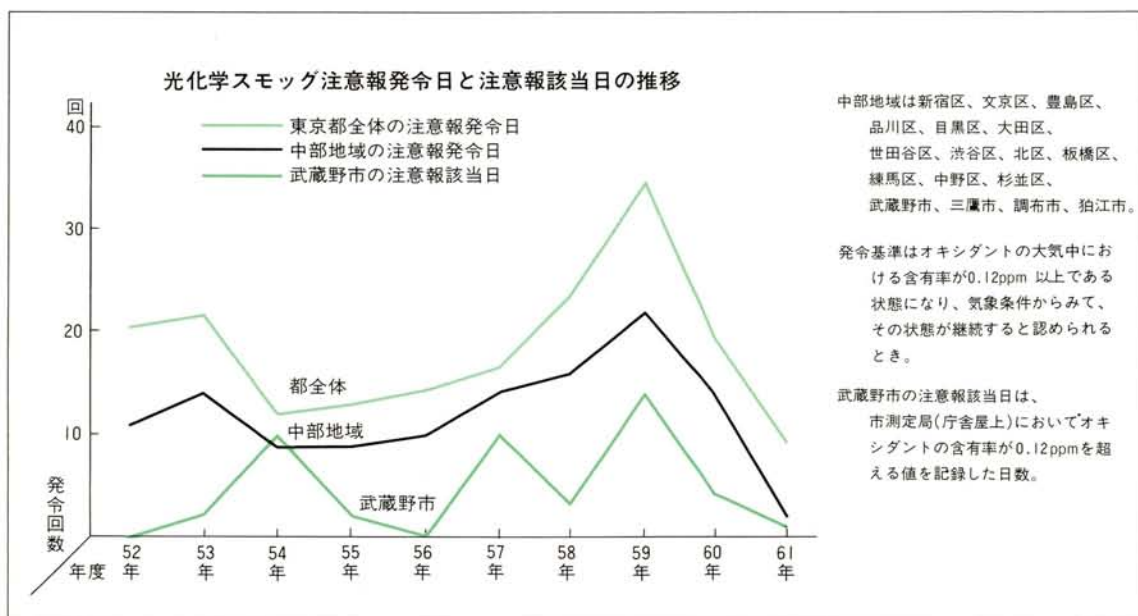
- (1) 公害測定機器の充実等を進め、環境調査を整備する。
- (2) 漸進的な都市化現象を前にして、今後近隣の騒音問題・ペット問題等住民相互間のトラブルが多発することが予想されるので、この種の紛争のすべてに市が直接関与するのではなく、地域住民による話し合い解決のためのシステムを設置する方向で、検討を開始する必要があると思われる。
- (3) NOx, フロンガス, 原子力発電所事故による放射能など地球規模における環境汚染が問題となっている。市民生活をめぐっては、洗剤, 医薬品, 食品添加物に対する危惧をはじめ、身近な大気・水質・土壌の汚染も心配である。これらの解決は、一地方自治体の権能

を越える問題であるが、少なくとも直視する必要がある。市民の間に、環境汚染に関する関心を高め、認識を深めるために、多面的に学習する機会を数多く提供することにつとめたい。この事業は環境保全, 消費者保護, 生涯学習など多方面に関わるものであるため、その企画と実行にあたる組織体制についてはさらに検討する。

施策の体系



公害環境調査



出典：昭和62年版 武蔵野市地域生活環境指標 P.52